

令和元年 8月1日開会

令和元年 8月1日閉会

# 志太広域事務組合議会

## 8月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

## 令和元年 8 月 志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程	1
第 1 日 8 月 1 日 (木曜日)	
1. 出席議員	2
2. 出席説明員	3
3. 議事日程	4
4. 開会	5
5. 開議	5
6. 会議録署名議員の指名	5
7. 諸般の報告	5
8. 会期の決定	5
9. 第11号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算 (第 1 号)	
第12号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事 (建築工事) 請負契約の一部を変更する契約の締結について	
第14号議案 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について	
第15号議案 令和元年度高規格救急自動車購入契約の締結について	
第16号議案 令和元年度高機能消防指令システム情報系設備購入契約の締結について	
(1) 提案理由の説明	6
(2) 質疑	13
(3) 討論	13
(4) 採決	13
9. 閉会	14

令和元年 8 月 志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 8 月臨時会会期 8 月 1 日（木） 1 日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
8 月 1 日	木	本会議 ○開会・開議、会期決定 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○第11～16号議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前 9 時20分） ○議員全員協議会（午前 9 時40分）

8月1日（木曜日）

○出席議員（16人）

1 番	石 井 通 春 議員	(藤枝市議会議員)
2 番	多 田 晃 議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 江利子 議員	(焼津市議会議員)
4 番	松 島 和 久 議員	(焼津市議会議員)
5 番	油 井 和 行 議員	(藤枝市議会議員)
6 番	小 林 和 彦 議員	(藤枝市議会議員)
7 番	村 松 幸 昌 議員	(焼津市議会議員)
8 番	杉 田 源太郎 議員	(焼津市議会議員)
9 番	岡 村 好 男 議員	(藤枝市議会議員)
10 番	大 石 保 幸 議員	(藤枝市議会議員)
11 番	池 谷 和 正 議員	(焼津市議会議員)
12 番	渋谷 英 彦 議員	(焼津市議会議員)
13 番	植 田 裕 明 議員	(藤枝市議会議員)
14 番	青 島 悦 世 議員	(焼津市議会議員)
15 番	鈴木 浩 己 議員	(焼津市議会議員)
16 番	藪 崎 幸 裕 議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
中部看護専門学校長	香 川 二 郎	
事 務 局 長	前 島 弘 明	
事 務 局 次 長	長 井 孝 仁	
消 防 長	石 神 良 訓	
消 防 次 長	松 浦 一 仁	

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	中 村 正 秀	(藤枝市議会事務局長)
次 長	森 谷 浩 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会事務局議事担当係長)
書 記	永 嶋 宏 行	(藤枝市議会事務局主査)
書 記	岡 真 太 郎	(藤枝市議会事務局主査)

令和元年8月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／令和元年8月1日（木）午前10時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

(1) 管理者提出議案の受理について

(2) 例月出納検査結果報告の受理について

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 第11号議案 令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

第12号議案 志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について

第14号議案 令和元年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

第15号議案 令和元年度高規格救急自動車購入契約の締結について

第16号議案 令和元年度高機能消防指令システム情報系設備購入契約の締結について

以上 6件上程（管理者から提案理由の説明、事務局長、事務局次長、消防長から補足説明）

1 質 疑

2 討 論

3 採 決

第6 閉議・閉会

○議長（藪崎幸裕議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年8月志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番 多田 晃議員、13番 植田裕明議員、以上を指名いたします。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

○書記長（中村正秀） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 書記長。

○書記長（中村正秀） 御報告いたします。

初めに、本臨時会へ管理者から第11号議案、令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第1号）ほか5件の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から、平成30年度例月出納検査結果報告書の平成31年4月分、令和元年5月分及び令和元年度例月出納検査結果報告書の平成31年4月分、令和元年5月分の送付があり、これを受理いたしました。

以上です。

---

#### 受理した報告事件一覧

##### [監査委員報告]

- |   |          |          |                      |
|---|----------|----------|----------------------|
| 1 | 志太広域監第2号 | 平成31年4月分 | 例月出納検査結果報告書（平成30年度分） |
|   |          | 令和元年5月分  | 例月出納検査結果報告書（平成30年度分） |
| 2 | 志太広域監第4号 | 平成31年4月分 | 例月出納検査結果報告書（令和元年度分）  |
|   |          | 令和元年5月分  | 例月出納検査結果報告書（令和元年度分）  |
- 

○議長（藪崎幸裕議員） 監査委員から報告がありました例月出納検査結果報告書の一覧及び報告書の写しを既に配付済みでありますので、御了承願います。

以上で、報告を終わります。

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藪崎幸裕議員) 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日に決定いたしました。

日程第2. 第11号議案から第16号議案まで、以上6件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(北村正平) 議長。

○議長(藪崎幸裕議員) 管理者。

(登壇)

○管理者(北村正平) おはようございます。

ただいま上程されました第11号議案から第16号議案までの6議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書及び補正予算書をごらんいただければというふうに思います。

初めに、第11号議案、令和元年度志太広域事務組合一般会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の総額を増額なしといたしまして、それぞれ103億4,100万円とするほか、地方債について所要の補正を行うものでございます。

補正内容のうち、歳入は分担金及び負担金1億5,570万円を減額いたしまして、組合債1億5,570万円を増額するものであります。歳出は新大井川環境管理センター及び新藤枝環境管理センター建設費に係る起債について、充当率が高く有利な地方債への変更に伴う財源組替をするものでございます。

次に、第12号議案、志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布されまして、本年10月1日から施行されることに伴い関連する条例の改正を行うものであります。

次に、第13号議案、平成26～29年度新斎場建設工事(建築工事)請負契約の一部を変更する契約の締結についてですが、橋本・近藤特定建設工事共同企業体との間に締結いたしました新斎場建設工事について、旧火葬棟解体工事における工程の追加等によりまして契約金額を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第14号議案、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてでご

ございますが、火災の初期段階における消防力の充実強化を図るため、水槽付消防ポンプ自動車を購入しようとするものでございます。

本年7月18日に指名競争入札を行った結果、取得金額6,901万2,000円をもって株式会社日消機械工業から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第15号議案、令和元年度高規格救急自動車購入契約の締結についてでございますが、救急体制の充実強化を目的に、より安定した高度救命処置を可能とするため、高規格救急自動車を購入しようとするものでございます。

本年7月18日に指名競争入札を行った結果、取得金額2,084万4,000円をもって、静岡トヨタ自動車株式会社法人営業部から取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、第16号議案、令和元年度高機能消防指令システム情報系設備購入契約の締結についてでございますが、消防通信指令業務をより確実に安定して行い、さらなる充実強化を図るため、指令システムの一部であります情報系設備を購入するものであります。

既存の設備と確実に接続するために、システムを構築いたしまして、動作保証のできる日本電気株式会社静岡支社と随意契約によりまして契約しようとするものでございます。

本年7月17日に見積もり合わせを行った結果、取得金額2億736万円をもって取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び志太広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、6議案につきまして、提案理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藪崎幸裕議員） 補足説明を求めます。

○事務局長（前島弘明） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局長。

（登壇）

○事務局長（前島弘明） それでは、私から第11号議案、令和元年度志太広域事務組合一

般会計補正予算（第1号）について、補足の説明をさせていただきます。

すみません。補正予算書をお願いいたします。

補正予算書を1枚めくって、1ページをごらんください。

今回の補正は、財源組替によるもので、総額の増減はなく、予算総額は変わりません。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず、1款1項の分担金について、起債の増額分の1億5,570万円を減額し73億4,906万5,000円に、8款1項の組合債について、1億5,570万円を増額し18億4,970万円にするものでございます。

この組合債の増額は、新大井川・新藤枝環境管理センター施設整備について、起債事業区分を、当初予定しておりました一般廃棄物処理事業債・充当率90%、交付税措置率50%から、充当率が高く有利である、今年度から新たに設けられました防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債・充当率100%、交付税措置率50%への変更により増額するものでございます。

歳出につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。

3款衛生費について、予算額の増減はありませんが、財源の組替により、財源の内訳の補正をするもので、2項5目の新大井川環境管理センター建設費及び6目の新藤枝環境管理センター建設費とも、7ページにあります補正額の財源内訳中、地方債を増額し、一般財源・分担金となりますが、同額を減額するものでございます。

予算書3ページにお戻りください。

この起債額を増額したことによりまして、第2表の地方債の補正を行うものでございます。

以上で、第11号議案についての補足の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（藪崎幸裕議員） 次に、消防長より補足説明を求めます。

○消防長（石神良訓） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 消防長。

（登壇）

○消防長（石神良訓） 私から、第12号議案及び第14号議案から第16号議案までの補足説明をさせていただきます。

初めに、第12号議案、志太広域事務組合手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いてですが、議案集の1ページ、あわせて参考資料1ページの新旧対照表をごらんください。

令和元年10月1日に予定されています消費税率の引き上げに伴い、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が、本年5月24日に公布されたことにより、志太広域事務組合手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、増税に伴う影響を反映した積算の結果、危険物施設である特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係るもののうち、新旧対照表中、区分表手数料の額部分に下線が引かれた3件が対象となります。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で、危険物の貯蔵最大数量が、1万キロリットル以上5万キロリットル未満で現行手数料158万円が159万円に、5万キロリットル以上10万キロリットル未満で194万円が195万円に、10万キロリットル以上20万キロリットル未満で226万円が227万円に、それぞれ1万円の増額となります。

施行日は、令和元年10月1日となります。

なお、管内に対象規模となる既存の特定屋外タンク貯蔵所はございません。

次に、第14号議案、令和元年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について御説明させていただきます。

議案集の3ページ、参考資料7ページ、あわせて別添車両イメージ1をごらんください。

志太消防本部では、管内人口や管内情勢など、あらゆる角度から検討を行い、車両配置や車両更新計画を策定しております。今回更新を受けた車両は、藤枝消防署北分署に配置されている水槽付消防ポンプ自動車です。

この車両は、緊急消防援助隊にも登録しており、全国で発生する大規模災害にも対応しますが、平成12年度の導入から既に18年が経過しており、走行距離も13万5,000キロメートルを超えております。ポンプ機能の老朽化も著しく、放水中にオイル漏れが生ずるなど作動不良が発生しており、安定した消火活動が難しい状態であることから、更新させていただくものです。

今回導入予定である車両の最大の特徴は、従来の倍以上となる4,500リットルの水を積載しつつ、車体の大型化を最小限に抑えていることでございます。水利条件の悪い山間部や高速道路上の火災では、この特徴を生かし迅速な消火活動が可能となります。

また、最新のポンプ機能となることから安定した放水が可能となり、より効果的な消火活動が実現します。このほか、照明装置や赤色灯が最新のLEDタイプとなり、視認性、安全性、そして、作業効率が大幅に向上いたします。

本事業につきましては、緊急防災・減災事業債を活用し取得するものです。

なお、改正消費税の施行により、支払額につきましては、参考資料にありますように、7,029万円となります。

次に、第15号議案、令和元年度高規格救急自動車購入契約の締結について御説明させていただきます。

議案集の4ページ、参考資料8ページ、あわせて別添車両イメージ2をごらんください。

志太消防本部では、傷病者の救護のため各消防署及び4分署に高規格救急自動車を配備し対応しております。更新予定の高規格救急自動車は南分署に配備しているもので、配置後、既に8年が経過し、走行距離も13万4,000キロメートルに達していること、また、高度救命処置用資機材のふぐあい等も発生している状況であり、安定的な救急活動に支障を来すおそれも出てきております。傷病者が発生した場合、迅速に出動し的確な救命処置を求められる高規格救急自動車であることから、今回、更新をさせていただくものです。

車両の特徴としましては、最新の防振ベッドを備え、傷病者の負担を大幅に軽減するほか、室内灯も従来の蛍光灯から明るいLEDタイプに変更し、視認性を高めるとともに、積載する資機材も全て最新かつ高性能なものとし、多発する救急要請に対し、迅速・的確に対応できるものとなります。

本事業につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し取得するものです。

なお、改正消費税の施行により、支払額につきましては、参考資料にありますように、2,123万円となります。

次に、第16号議案、令和元年度高機能消防指令システム情報系設備購入契約の締結について御説明させていただきます。

議案集の5ページ、参考資料9ページ、あわせて設備イメージ3をごらんください。

志太消防本部では、平成25年3月、消防救急広域化と同時に、高機能消防指令システムを日本電気株式会社により整備いたしました。本指令システムは、24時間365日稼働し、年間1万5,000件を超える119番通報を受信して、迅速な出動部隊編成並びに両市の

防災関係機関との相互連携の強化を図り、住民の皆様の安全・安心を守っております。

本指令システムは導入から7年目を迎え、情報系設備の機器の耐用年数はおおむね6年、通信系設備の耐用年数は10年から12年となります。今回の更新は、耐用年数を迎え、ふぐあい等の発生も確認できる情報系設備を、機能停止や復旧不可能な状態を回避するため、令和元年度をもって更新しようとするものです。更新する情報系設備の機器は、指令台サーバー、自動出動指令装置、地図検索装置など9カ所ございます。

今回の更新については、通信系設備を含めた全部の機器を更新することも検討いたしましたが、通信系設備の耐用年数があと5年あることで、現時点では、情報系設備だけの更新を行ったほうが安価であるため、部分的に更新を行うものでございます。

また、機器を更新するに当たり、本指令システムを導入した日本電気株式会社以外の消防指令システムの扱いがあるメーカー4社に、情報系設備を更新した場合、既存システムと確実に接続が可能であるかを文書により確認したところ、システムの内部が不明のため不可能であるとの回答をいただきました。

よって、契約に関しては、仕様書等を十分精査し、適切な価格設定のもと、既存の通信系設備と確実に接続し、指令システム全体を正常に安定稼働させる技術を保証できる日本電気株式会社と一者特命随意契約とするものでございます。

今回の更新では、操作性の向上により出動指令時間が短縮されることや、災害地点への進入経路を地図上に示すことで消防車や救急車の現場到着時間の短縮につながります。また、大規模災害時など、ふくそうする災害地点を地図上で確認でき、両市災害対策本部と志太消防本部が災害情報の共有がより明確になり、相互の連携がさらに強化されます。

本事業につきましては、防災対策事業債を活用し取得するものです。

なお、改正消費税の施行により、支払額につきましては、参考資料にありますように、2億1,120万円となります。

以上、第12号議案及び第14号議案から第16号議案についての補足の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（藪崎幸裕議員） 次に、事務局次長に補足説明を求めます。

○事務局次長（長井孝仁） 議長。

○議長（藪崎幸裕議員） 事務局次長。

(登壇)

○事務局次長（長井孝仁） 私から、第13号議案、平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書の2ページ、参考資料の3ページから6ページをごらんください。

今回、工事の変更契約をお願いしようとする主な理由でございますが、まず1点目といたしましては、旧火葬棟解体工事における石綿含有仕上塗材除去の追加についてでございます。

従来、石綿含有仕上塗材は、大気汚染防止法令上の吹き付け石綿に該当しないものとされておりましたが、平成29年5月30日付環境省からの通知、「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」により、石綿含有仕上塗材については吹き付け石綿に該当するものとして取り扱うものとされ、それらを除去する際には適切な飛散防止措置を講じるよう通知がございました。

これに基づき、旧火葬棟の解体工事に先立ち、平成29年12月27日に試料を採取し、使用の有無について確認したところ、外壁面578平方メートルに石綿含有仕上塗材が使用されていたため、平成30年3月から4月の解体工事において、環境省の通知における除去方法のうち、施工実績のある集じん装置付ディスクグラインダーケレン工法による除去作業を追加したものでございます。

2点目といたしましては、葬祭棟支持地盤の確定による基礎ぐいの増長についてでございます。

葬祭棟基礎工事におきましては、事前の地盤調査及び火葬棟基礎ぐいの実績に基づく設計により、平成30年7月から9月に全16本の現場打ち鉄筋コンクリートの基礎ぐいを施工いたしました。ぐいの定着支持地盤までの深さにより、ぐいの長さが設計に対して3.41メートルの現状から11.10メートルの増長までの変動が生じ、設計延長460.80メートルに40.38メートルを増長し、501.18メートルとするものでございます。

3点目といたしまして、その他設備工事との取り合いによる設計内容の変更でございますが、葬祭棟内部の材質について、鋼管及び防露巻きから、配管類のおさまり調整や結露防止性能を有する耐火二層管への変更のほか、点検口・通気口の追加、空調機械室の内装仕上材の仕様などを変更するものでございます。

長期にわたる建築工事において、今回、これらにより最終的な変更内容が確定いたしましたので、変更前契約金額23億1,850万8,468円に866万1,600円を増額し、変更後契約

金額を23億2,717万68円とさせていただきますようお願いするものでございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藪崎幸裕議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に上程議案6件に対する質疑のある方は通告願います。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（藪崎幸裕議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案6件に対する質疑を行います。通告はありません。質疑なしと認め、上程議案6件に対する質疑を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議案に対する討論のある方は通告願います。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（藪崎幸裕議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから上程議案6件に対する討論を行います。通告はありません。討論なしと認め、上程議案6件に対する討論を終わります。

これから上程議案6件の採決を行います。

初めに、第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



次に、第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藪崎幸裕議員） 起立総員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和元年8月志太広域事務組合議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前10時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

荻崎 亨 裕

会議録署名議員

多田 晃

会議録署名議員

植田 裕 明